平成２４年（再イ）第５７号
兵庫県芦屋市呉川町５番14―403号
再生債務者　金崎賢一郎
主文
１　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年10月30日を平成24年11月９日と変更する。
２　再生計画案に対する回答期間　平成24年10月30日までを平成24年11月９日までと変更する。
平成24年10月29日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

小規模個人再生による書面決議に付する決定中更正

平成２４年（再イ）第５号
愛媛県西条市喜多川667番地９
再生債務者　曽我部正憲
１　主文　当裁判所が平成24年10月９日になした小規模個人再生による書面決議に付する決定中「民事再生法230条３項に規定する期限を平成24年10月30日」とあるのを「民事再生法230条３項に規定する期限を平成24年11月30日」と、「民事再生法230条４項に規定する期間を平成24年10月30日」とあるのを「民事再生法230条４項に規定する期間を平成24年11月30日」と、いずれも更正する。
２　決定年月日　平成24年10月29日
松山地方裁判所西条支部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２３年（再イ）第２００号
兵庫県三田市西相野850番地８
再生債務者　中本　健一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月23日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２４年（再イ）第５１号
神戸市東灘区本庄町１丁目15番７―203号
再生債務者　松井　　功
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月23日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２４年（再イ）第４号
兵庫県佐用郡佐用町河崎617番地
再生債務者　竹野　晴生
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月23日
神戸地方裁判所龍野支部個人再生係

平成２４年（再イ）第５号
福島県会津若松市一箕町大字八幡字墓料54番地の２　グレイス八幡Ａ―102号
再生債務者　佐藤謙一郎
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月24日
福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係

平成２４年（再イ）第４３号
東京都稲城市若葉台４丁目33番地ビューコート若葉台７―301
再生債務者　山本　隆二
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月24日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（再イ）第１０４号
横浜市戸塚区上矢部町1503番地17
再生債務者　佐藤　浩一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月24日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第１３８号
横浜市鶴見区生麦３―２―11　レオパレス生麦駅前403号、住民票上の住所岩手県西磐井郡平泉町長島字下長根51番地
再生債務者　菅原　和弘
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月24日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第８号
兵庫県揖保郡太子町馬場190番地５
再生債務者　堀岡　新吾
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月23日
神戸地方裁判所龍野支部個人再生係

平成２４年（再イ）第６５号
堺市中区東八田263番地７
再生債務者　斉藤工業こと　齋藤　淳一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月23日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２４年（再イ）第４２号
福岡県中間市中間４丁目４番８号
再生債務者　豊田　修平
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月24日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（再イ）第１５号
群馬県藤岡市立石新田200番地９
再生債務者　上村　春彦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月24日　前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（再イ）第２２号
埼玉県熊谷市西野418番地９
再生債務者　笠原　真実
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月23日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（再イ）第２３号
静岡県熱海市伊豆山1090番地の18
再生債務者　藤田　智己
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月23日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（再イ）第３２３号
大阪市城東区新喜多東２丁目６番13―802号
再生債務者　渡辺　真司
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月23日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再イ）第３４８号
大阪市北区長柄東２丁目８番36―810号
再生債務者　大野　文子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月23日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再イ）第３７０号
大阪市浪速区日本橋５丁目16番５―1002号、営業所所在地大阪市浪速区日本橋東３―７―21、大阪市浪速区日本橋５―16―４―108
再生債務者　杉本　静子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月23日
大阪地方裁判所第６民事部